

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百五十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から適用する。ただし、同年九月三十日以前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十六年九月十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表Ⅵ区分006中「1,078円」を「1,190円」に改め、同表区分007中「1,094円」を「1,239円」に改め、同表区分008中「913円」を「983円」に改め、同表区分009中「944円」を「1,090円」に改め、同表区分011中「142円」を「135円」に改め、同表区分012中「151円」を「143円」に改める。

特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)・新旧対照表

改 正 案					現 行				
特定保険医療材料及びその材料価格 (材料価格基準)					特定保険医療材料及びその材料価格 (材料価格基準)				
特定保険医療材料及びその材料価格は、別表に記載されている特定保険医療材料及び当該特定保険医療材料					特定保険医療材料及びその材料価格は、別表に記載されている特定保険医療材料及び当該特定保険医療材料に				
別表					別表				
VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格					VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格				
	品 名	単 位	材 料 価 格		品 名	単 位	材 料 価 格		
006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g	<u>1,190円</u>	006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g	<u>1,078円</u>		
007	歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 板状 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g	<u>1,239円</u>	007	歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 板状 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g	<u>1,094円</u>		
008	歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 バー状 パラタルバー用 (金12%以上 J I S 適合品)	1 cm	<u>983円</u>	008	歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 バー状 パラタルバー用 (金12%以上 J I S 適合品)	1 cm	<u>913円</u>		
009	歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 バー状 リンガルバー用 (金12%以上 J I S 適合品)	1 cm	<u>1,090円</u>	009	歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 バー状 リンガルバー用 (金12%以上 J I S 適合品)	1 cm	<u>944円</u>		
011	歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)	1 g	<u>135円</u>	011	歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)	1 g	<u>142円</u>		
012	歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)	1 g	<u>143円</u>	012	歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)	1 g	<u>151円</u>		